

令和6年度第2回市川市市民活動団体事業補助金審査会 会議録

1. 日 時：令和7年3月19日（水） 13時30分～16時00分
 2. 場 所：市川市役所 第1庁舎 2階
市民活動支援センター ミーティングスペース
 3. 議 題：（1）市川市市民活動団体事業補助金交付申請の審査
（2）市川市市民活動団体事業補助金実績報告の審査
（3）その他
 4. 出席委員：榎戸会長、大西副会長、奈良委員、江口委員、山脇委員、齋藤委員、
渡邊委員、石垣委員、鈴木委員、神原委員（10名）
 5. 事務局：越堂課長、須賀主幹、森田副主幹、辻主査、金丸主任、加藤主事（6名）
 6. 内 容
- 榎戸議長： ただいまから、令和6年度 第2回 市川市 市民活動団体事業補助金 審査会を開会します。
それでは、本日の会議を始めるにあたって、事務局から報告事項等がありましたら、お願いします。
- 事務局： 令和7年度の募集では、計47団体からの申請があり、このうち新規の申請が6団体、4回目の申請が2団体、その他39団体となりました。
では、会議の進め方についてご説明いたします。資料A.審査会の進め方をご覧ください。
はじめに、47団体の申請のうち、新規申請、および4回目の申請以外の39団体の事業について、一括で交付可否の議決を行っていただきます。
次に、新規団体、及び4回目の団体の事業についての審査に移ります。
1団体ごとに、事前質疑の回答に対し意見交換を行った後、補助金の交付可否について、（資料4）投票シートを用いて記名式で投票を行っていただきます。
投票シートについて説明いたしますので、ご確認ください。投票シートは、新規と4回目の申請で審査内容が異なります。
（資料4-1）をご覧ください。申請が新規となる団体は、上部に記載されております
1. 団体要件
2. 事業要件
3. 補助費目の妥当性
の3点について、ご審査をお願いします。
続いて、（資料4-7）をご覧ください。申請が4回目の団体については、
1. 継続の必要性
2. 改善状況
3. 補助費目の妥当性
の3点について、ご審査をお願いします。
投票シートには、項目ごとに審査の着眼点が書かれていますので、参考にしてください。
項目ごとに審査し、その内容を踏まえて、最終評価をお願いします。
最終評価は、1「交付する」、2「条件付きで交付する」、3「交付しない」のうち
-

一つに○を付けて頂き、評価の理由も合わせてご記入ください。

2の「条件付きで交付する」とは、交付を認めた場合でも、一部経費を補助対象と認めないとするなど、条件を付けて交付する場合となります。

1または2に○を付けた方が、過半数となった場合は、交付と決定致します。過半数に満たない場合は交付しないと決定致します。同数となった場合は話し合いの上可否の決定をお願いします。

1人でも2の「条件付きで交付する」の方がいらした場合は、その条件を指摘事項として団体にお伝えするかどうか、またその内容について皆さんでご協議願います。

なお3が過半数となり交付しないと決定した場合は、団体へ交付否決定の理由の説明が必要となりますので、その内容についてご協議願います。

なお、指摘事項、交付否決定の理由につきましては、交付可否決定通知書に記載のうえ、申請者へ送付いたします。

また、冒頭でお話ししたとおり、本審査会の内容は記録に残し、会議録は市川市公式Webサイトで公開した上で、団体にご覧いただくよう案内いたしますので、予めご了承ください。

説明は以上です。

榎戸議長： それでは、審査に入ります。

はじめに、申請された47件の事業のうち、新規、および4回目の申請以外の39件については、交付決定としたいと思いますが、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成者が過半数になりましたので、交付決定といたします。

榎戸議長： 続いて、新規申請団体の審査に入ります。

資料3-1をご覧ください。

団体番号121番の「特定非営利活動法人LIBERTY BELL」の事業について、改めて質疑に対する回答をご確認ください。

さらにご意見がある方は、挙手の上、ご意見ををお願いします。

石垣委員： この団体だけというわけではなく、申請全般に関して私から意見として「チラシの印刷をこのように計上できますよ」とご提示した件について、説明をさせていただきます。

補助金は申請された事業に関して交付されるべきものなので、例えば汎用性のあるパソコンなどは対象にならない、ということと同様にコピー用紙代、インク代というものも、もちろん適正に支出されているとは思いますが、他の事業にも使えてしまう点で透明性に疑問がでてしまうこともある。それであれば、広報としてのチラシの印刷をコピー代より割安の業者もあるので、外注して費用の透明性を確保したらどうかと考え、一つの意見として申し上げた次第です。

榎戸議長： はい、ありがとうございます。だいぶ前になりますが、家のプリンターでインクを買って印刷すると他のものにも使えるけれど、どう考えるか、という議論があり、ここで審査してもらえばいいかという話になったと思います。インクジェットは高いですからね。

今回の意見としても、チラシの印刷はコピー代より安い業者さんがあるよ、ということと、費用が明瞭になる、という2つの点において、よりいいんじゃないかというご意見かなと思いますが、事務局はいかがですか。

また、現行では、インクジェットは消耗品として認めており、妥当な数で常識的な範囲であればよい、という判断ですよね。

事務局： 議長がおっしゃる通りの内容で判断しています。あわせて、市民活動支援センターに印刷機を置いており、市民活動団体の方に、市場価格より安く使っていただけの金額設定をしており、そこは、各団体に紙を持ち込んでいただくという仕様であることから、用紙代を認めないわけにはいかないと考えております。できるだけセンターを使ってくださいねという意味もございまして、安いから業者さんに頼んでくださいという一律のお願いはしていないというところになります。

榎戸議長： はい、わかりました。もっと使ってもらえるようにアピールしても良いかもしれませんね。

石垣委員： 今回の説明で理解はできました。紙を持ち込むことが大変ということがあれば、業者さんへの依頼という方法もあるというご提示になればと思います。

榎戸議長： それでは、投票を行います。

(各委員 投票シート記入)

1 交付するが全員で全会一致となりました。 よって、本事業は交付決定と致します。

榎戸議長： それでは、次の審査に入ります。資料 3-2 をご覧ください。
団体番号 122 番の「鬼まち一家」の事業について、改めて質疑に対する回答をご確認ください。

審査の過程で、新しい広報の形として「その他 インスタグラム広告費 (各イベントの 1 週間前から当日まで配信されるテレビ CM のようなもの) 14,000 円」を事業の周知に関するものとして認めてよいかご意見を伺った事業です。

さらにご意見がある方は、挙手の上、ご意見をお願いします。

江口委員： どの事業も広報が大事という点で、今までと違う方法があつてよいと思います。これも適正な価格であれば認めてよいと思います。

榎戸議長： この価格については、どうですか。

事務局： 今回の広告の仕方は、例えば、マルシェをする鬼越地区から半径どのくらいに

住む人や、年代、性別等の指定をすることができ、その指定や広告を流す日数等によって金額が変わってくるというもので、今回の予算書にある内容であれば適正ではないかと、事務局としては認識しています。

榎戸議長： エリアなどで幅がでるということですね。
他にはどうでしょうか。

奈良委員： 私も賛成です。他の団体でも LINE で広報をするというようなこともあったと思います。ただ、ネガティブな反応に対してどのように対応するか、個人の常識にお任せしますではなく、ある程度を定めて提示する必要があるのではないかと思います。

榎戸議長： この点については各団体の工夫にもよるのではないかと思います。審査する側としても意識しておく必要があるのでは、というご意見ですね。
事務局として規定ではありませんが、今の段階で何かお考えはありますか。

事務局： 今の時点では、このインスタグラムの広告費がよいかお図りしている段階ですので、ボーダーライン等を今の段階で定める、ご提案するのは難しいと考えています。

山脇委員： 取越苦勞ではあると思いますが、昨今、非営利的な活動をしている団体に対し、ツイッターなどで事実ではないことが書かれ、活動が妨害され、補助金が止まるなどという事例が発生しています。裁判で事実ではないことが認定されるという顛末もございます。インスタグラムでは、まだそのような事例はないと把握していますが、もし団体が巻き込まれ、事実でないことがSNSで拡散された時にも補助金が止まらないように配慮をしていただきたいと思います。

渡邊委員： 出来上がったインスタの広告を一度チェックするという事はないのでしょうか。団体にお任せしてすぐにスタートしてしまうものですか。インスタグラムのネガティブな発想が拡散されてしまった場合など、補助金を出しているということから行政の責任が問われることになるのではないかと懸念します。この時代避けては通れないものだと思うので、賛成か反対かと問われれば賛成です。

榎戸議長： チラシでは起こり得ないことが SNS では起こり得る、という点が悩ましいということだと思います。事務局の見解はどうですか。

事務局： 心配の点はもっともだと思いますが、広告の内容がどこまで許されるのか、というより、広告費として補助金を活用してもらうという方に今回は重きをおきたいです。

先ほど、山脇委員から、何かあったときに止まることがないようにというご指摘もありましたが、今の時点で皆さまで賛成ということですので、何か問題が生じたところで考えるということで、今回は検討いただければと思います。

江口委員： 予算と決算があると思うのですが、決算のところでチェックはできないのでしょうか。

事務局： 1年間の事業が終わったあとに実績の報告をあげていただき審査会でご審議いただく実績報告の審査はありますが、渡邊委員からご指摘いただいたような、インスタの広告を作成した都度チェックをするという機会はありません。

江口委員： 途中で介入する権限はないと思いますが、終わったところで違う使い途をした場合など、審査会でコミットすれば良いのではないかと思います。

榎戸議長： それでは、よろしいでしょうか。投票を行います。

(各委員 投票シート記入)

1交付するが全員で全会一致となりました。 よって、本事業は交付決定と致します。

榎戸議長： それでは、次の審査に入ります。資料 3-3 をご覧ください。
団体番号 123 番の「手児奈太鼓保存会」の事業について、改めて質疑に対する回答をご確認ください。

さらにご意見がある方は、挙手の上、ご意見をお願いします。

意見がないようですので、投票を行います。

(各委員 投票シート記入)

1 交付するが全員で全会一致となりました。 よって、本事業は交付決定と致します。

榎戸議長： それでは、次の審査に入ります。資料 3-4 をご覧ください。
団体番号 124 番の「市川ごたまぜ実行委員会」の事業について、改めて質疑に対する回答をご確認ください。

この団体は、実行委員会の設立は、2024 年 4 月で 1 年を経過していないが、市川市市民活動団体事業補助金交付条例第 3 第 2 項により、事業母体が団体要件を満たす特定非営利活動法人市川市民文化ネットワークであることを確認し、申請を受理している、と事務局からの申し送りがあった団体です。

よろしくお願いします。

江口委員： 親団体と子団体の関係がよくわからないので、事務局から説明をお願いします。

事務局： この実行委員会は、市内の色々な団体が集まって、この事業をしようとしています、その中心的な役割を担うのが市川市民文化ネットワークである、ということなので、そこを母体と考えて申請を受理しています。

実行委員会とは、事業をするために集まり、終わったら解散するものと言われ

ていますので、1年間の実績を補助金を出す要件としましょうというのがそぐわない、ということで、事務取扱基準の中でも、この1年間の継続という件については、例えば任意団体がNPO法人になった場合とあわせて、要件を満たす団体が母体となった実行委員会は認めるとしています。

江口委員： 継続性という点での判断はどうなるのでしょうか。

事務局： 実行委員会形式とは事業が終わったら解散するとご説明しましたが、こちらの実行委員会については、すでに次の計画も立て、継続的に、より活動を広めていきたいと考えているということを確認しております。

榎戸議長： 他にいかがでしょうか。

奈良委員： 解決したい地域課題のところで、「ごたまぜ的で派手なパレードを立ち上げて、真の共生社会を目指す楽しいイベント」と書かれていますが、私の申請書の読みが浅いかもかもしれませんが、具体的な趣旨がちょっと理解できないのですが。
アート展やパレードを行うことで、そこに参加した人たちの間で共生社会の実現を目指すイベントになる、ということでしょうか。

事務局： 申請書類の事業計画書にかかれておりますが、国籍を問わず、年齢を問わず、障害のあるなしにかかわらず、様々な人が参加する、イベントの過程を経験することで、市川市を盛り上げていきたいと考えている、と団体からは伺っております。
あわせて今回パレードということでの申請にはなっていますが、パレードの前後で様々な方が描いたアートを市内のお店に展示するなど市内の事業者さんも巻き込んで行うことも含めての事業になっており、一日パレードをして楽しかったね、ということだけでないものと理解しています。

補足として、資料1-4 様式第3号4ページ目に、対象となる人で孤独で寂しい思いをしている人などが列挙されており、イベントをきっかけにいろいろな人に参加いただくことで交流や共生を実現していきたいと考えているイベントであると認識しています。

榎戸議長： 私は都市デザインを専門としていますが、その観点から言えば、たとえばパレードには自由に市民が参加できるスタイルか、演者と観客は分かれるかという点がポイントで、そこについては、観客である市民が自由に参加できる、飛び入り歓迎の姿勢があり、実際に飛び入りもあったということで、「ごたまぜ」という点について定性的な効果としては、一定のものがあつた、と考えます。
みなさんのご意見はどうでしょうか。

奈良委員： 「本気で遊ぶエネルギーが共生社会実現の原動力となる」と書かれている、このへんが回答でしょうか。

榎戸議長： すごく段階を飛び越えて抽象的に判断すると、そのようなことになるのかな、

と思います。これが団体の想いなんじゃないかな。

渡邊委員： これに似通ったものだと思うのですが、実際に柏のアーケード、吉祥寺駅前のビルの一角で、絵を描く方、陶芸でなにかを作る方がブースの中で好きに自由に絵を描いたりしている。そこに近寄ると楽しいな、絵が上手だな、子どもが楽しそうだな、とか、抽象的なのですが街が活性化されたというイメージが私の中にはあります。

このパレードも同じようなものなのかな、と想像しています。

榎戸議長： 実は一過性のものを色々つなげるのは、非常に重要なことなんですね。他にはありますか、ないようですので、投票を行います。

（ 各委員 投票シート記入 ）

1 交付するが全員で全会一致となりました。よって、本事業は交付決定と致します。

榎戸議長： それでは、次の審査に入ります。資料 3-5 をご覧ください。
団体番号 125 番の「市川民話の会」の事業について、改めて質疑に対する回答をご確認ください。

さらにご意見がある方は、挙手の上、ご意見をお願いします。

ないようですので、投票を行います。

（ 各委員 投票シート記入 ）

1 交付するが全員で全会一致となりました。よって、本事業は交付決定と致します。

榎戸議長： それでは、次の審査に入ります。資料 3-6 をご覧ください。
団体番号 126 番の「特定非営利活動法人みんなのサンタ」の事業について、改めて質疑に対する回答をご確認ください。

さらにご意見がある方は、挙手の上、ご意見をお願いします。

ないようですので、投票を行います。

（ 各委員 投票シート記入 ）

1 交付するが全員で全会一致となりました。よって、本事業は交付決定と致します。

榎戸議長： 新規申請 6 件の審査が終わりました。

次に4回目の申請となる団体の事業について審査を行います。
まず、資料3-7をご覧ください。
団体番号111番の「市川わんぱく広場実行委員会」の事業について、改めて質疑に対する回答をご確認ください。

さらにご意見がある方は、挙手の上、ご意見をお願いします。

江口委員： 資料1-7で会費充当の団体の本会計とはなんでしょうか。

事務局： 資料1-7団体の本会計から充当の意味合いということですが、収支予算書を作成いただき、支出金額と収入金額のバランスをとった時に、すべての合計金額を一致させなければならない、としているため、収入金額は寄付金収入と補助金収入、8万円と13万円で不足する金額は、団体の本会計から充当することになっています。

江口委員： 調整科目としてわからなくはないのですが、どこからでてくるものですか。団体の本会計とこれは別会計ということですか。

事務局： 団体の本会計とは別の収支予算書になっております。
補助金を申請した事業に対する収支予算書として記載をしていただいております、団体の本会計の予算書は別にあります。本会計の中で会費がある場合、その中からこの事業にいくら充当しているかを書いていただいております。

江口委員： 本会計のチェックはされない、ということですね。

事務局： はい、そのとおりです。

榎戸議長： 他にありますか。

神原委員： 制度上、上限回数はないようですが、上限は設けるべきだと思います。補助金がなくても事業を行っていきえるようにするための助成金だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： はい、現時点では上限というものはございません。確かに神原委員のおっしゃる視点での課題はあると認識しておりますが、現時点ではよりよい事業を行うためには補助金が必要であると団体の方から要望をいただいておりますので、現時点で上限を定める予定はございません。

榎戸議長： はい、いかがでしょうか。

神原委員： ぜひ検討いただきたいですね。

榎戸議長： これまで検討されたことはありましたか

事務局： この事業の制定当初から、将来的にそのようなものが必要ではないか、という点について課題と捉えてはありましたが、それでは具体的にどこでやめるのかという点については、検討されたことはございません。

榎戸議長： ひとつの課題候補として理解するということは可能かと思います。
他にはありますか。
ないようでしたら投票に移りたいと思います。

それでは、投票を行います。

(各委員 投票シート記入)

1 交付するが全員で全会一致となりました。よって、本事業は交付決定と致します。

榎戸議長： 続いて、資料 3-8 をご覧ください。
団体番号 113 番の「特定非営利活動法人 M&M Table」の事業について、改めて質疑に対する回答をご確認ください。
なお、この団体は任意団体「ふくろう画廊」が NPO 法人を立ち上げ、事業を継承することから 4 回目の申請として審査をするものです。

さらにご意見がある方は、挙手の上、ご意見をお願いします。

石垣委員： 私の方からは、この団体様は継続して事業をされており、活動に関しとても熱意を感じ、よりよくしていくためというところで質問をさせていただきました。
先ほどの質疑で補助金がすぐなくなるということはないとは思いますが、万が一、補助金がなくなっても事業が継続できるように、という視点で考え、ご提案をさせていただいております。その内容について理由を補足させていただきます。

こちらの団体では、イベントに対し当日までのマニュアルを作成したり、事業を安全に実施できるようにということで、ディレクター費用を計上されています。

このディレクター費用については、令和5年度の申請の際の質疑応答で、これは、本日配布された紙の資料にはないかもしれないので、抜粋して読み上げさせていただきますと、「安全面に配慮するということで、運営面で注意することをマニュアルにまとめること。イベント当日の搬入搬出の指導、来場者の誘導をする。今後は、そのノウハウを当団体で吸収することで、来年度以降は当団体とボランティアで行うことを視野に入れています。」ということでしたので、内製化を図っていきたい、と読み解き、それであればディレクター費用が下げられると良いのではないかと思います、質問した次第です。

榎戸議長： ディレクターは専門的な技術を持つ人で、そのノウハウを団体が学び習得していくことが、長く活動を続けるということではコスト削減につながるのではない

かということですね。

石垣委員：　そうですね。ディレクター費用を否定しているわけではなく、内容に関しても必要性を感じていますが、内製化を目指されているのであれば、今回の申請で前回と同額の費用が計上されているのはなぜだろうか、と思い質問したという意図でした。

山脇委員：　事実確認として令和5年度、6年度、7年度のディレクター費用について教えてくださいいただけますか。

事務局：　令和5年度から7年度にかけて、ディレクター費用は55,000円で、上限である50,000円を計上されているということで変わりません。

ただし、7年度については2回実施する予定を組まれており、1箇所は今までと同じ生涯学習センターで、かなり人も多く大きな会場です。もう一つは、八幡神社のところに新しくできたニコットという比較的規模の小さな施設になっております。

団体さんとしては、規模の小さなニコットでの実施は、今までの経験からディレクター費用をかけなくても実施できるであろう、とのことで生涯学習センター1箇所分の費用のみ計上されています。

令和5年度は2回実施で、55,000円×2回分、令和6年度は1回の実施で55,000円、令和7年度は2回の実施予定で55,000円の申請になっています。

榎戸議長：　令和7年度は2回実施するけれど、小さな規模の施設での実施は自分たちでできるであろうということの申請ですね。

山脇委員いかがでしょうか。

山脇委員：　はい、理解しました。

榎戸議長：　他にはいかがでしょうか。
ないようですので、投票を行います。

（ 各委員 投票シート記入 ）

1 交付するが全員で全会一致となりました。よって、本事業は交付決定と致します。

榎戸議長：　以上で、令和7年度の補助金申請に係る議題は終了しました。

続いて、令和6年度の実績審査について、事務局より説明をお願いします。

事務局：　まず、令和7年度の申請に関し審査をいただき、ありがとうございました。本日の審査結果は、申請団体に対して4月上旬に「交付可否決定通知書」を作成しお送りする予定です。

続きまして、令和6年度の実績報告につきましては、現在、各団体から提出された実績報告書類を確認し、事務局による形式審査を進めている段階ですが、3月まで事業を行う団体があることから、最終の提出期限は3月末となっております。全団体の書類が揃い、事務局による形式審査が全て終わり次第、とりまとめた資料をメールにて送付させていただきます。

4月中旬頃を目途に、内容を審査の上、実績報告の議決に係るお返事をいただく予定となりますので、お手数をおかけしますが、引き続きよろしくお願いいたします。

榎戸議長： はい、ありがとうございます。
委員の皆さん、審査には関係なくてもよいですが、何か質問等ございますでしょうか。

石垣委員： 初めて審査に関わらせていただいて、素晴らしい市民活動をされている団体が市川市にこんなにあることに感銘を受けました。

審査をするにあたり、書類だけで熱量を感じ取るのが難しいなと感じたので、二つ提案をさせていただきたいと思います。

一つは、イベント等の実施日に足を運んでみることで、事業内容の共有ができるのではないかと感じていることです。

二つ目は、プレゼンや対面形式の審査が取り入れないかということです。文章以外で団体の方の思いを感じたり、質問も対面で行うことで重複や行き違いもなくなるのではないかと思います。

今回の審査会のようにコミュニケーションをとることで活性化もされますので、やり方は色々あると思いますが、一つの意見としてご検討いただければと思います。

榎戸議長： お近くの委員の方は活動に参加された方もいらっしゃるかと思います、実際に足を運び、活動している方と顔を合わせることは、団体の印象も変わってくることもあると思いますし、また、審査においてプレゼン型というのは実は面白いですね。団体にとっても頑張って補助金をもらえるという感じでしょうし、審査も深くすることができる可能性もあると思いますが、これはこれまで検討されたことはありましたでしょうか。

事務局： 必要に応じてヒアリングを実施することはございましたが、今のお話を実現しようとする、団体と審査会の日程を合わせる難しさ、40団体以上の申請がある中で、全ての団体のヒアリングを行うのか、一部だけ行うとすればどの団体を選出するかなどが課題になると感じております。

榎戸議長： 例えばビデオを送ってもらうとか、色々なことがやりやすくなってきているので、今後検討してほしいと私も思います。
他にはありますか。

ないようですので、これで令和6年度 第2回 市川市 市民活動団体事業補助金 審査会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。